

令和5年2月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 令和5年2月1日（水）
- 2 場 所 市役所南別館3階 教育委員会室
- 3 開始時間 午後1時30分
- 4 終了時間 午後3時30分
- 5 出席者
教育委員
児玉教育長、赤松教育長職務代理者、中原委員、岡村委員、宮田委員
説明者
江藤教育部長、清水教育総務課長、山内学校教育課長、大井生涯学習課長、山下都城島津邸館長事務局長
椎屋教育総務課副課長、南野教育総務課主幹、瀬之口教育総務課主査
- 6 会議録署名委員
中原委員、岡村委員

7 開 会

◎児玉教育長

それでは、ただいまから令和5年2月定例教育委員会を開催いたします。どうぞよろしくお願いたします。本日の委員会の終了時間でございますが、午後4時を予定しております。ご協力をよろしくお願いたします。

それでは、市民憲章朗読をお願いします。

8 市民憲章朗読

9 前会議録の承認

◎児玉教育長

皆様のお手元に令和5年1月の定例教育委員会の会議録をお配りしております。本会議終了後、各委員に署名をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

10 会議録署名委員の指名

◎児玉教育長

本日の会議録署名委員は、都城市教育委員会会議等に関する規則第15条の規定により、中原委員、岡村委員をお願いします。

11 教育長報告

◎児玉教育長

教育長報告ですが、その前に、議事の一部を非公開とすることについて、発議をさせていただきます。報告の中のその他の報告につきましては、児童生徒の個人情報保護の観点から、地方教育行政組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議を非公開とすることを御提案いたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

異議なしということですので、その他の報告につきましては、非公開とさせていただきます。それでは、教育長レジュメのほうをご覧ください。

報道から、学校・地域の頑張りが出ておりますけれども、目を引きますのは、宮日新聞の「若い芽」に沢山の掲載がされておりますが、よくよく見ますと、高崎小学校3年生が7名、破竹の勢いというのはこのことだと思っておりますけれども、本当によく頑張ってくれていると思っております。高崎小学校は、元々6年生が沢山の掲載されておりました。今回、掲載されている3年生は、3年1組と2組がございまして、古谷真唯先生と野村遥先生、古谷先生は採用7年目、それから、野村先生は初任者でございます。この2人で頑張ってくれているなど思っております。また、先ほど申しました6年生は、吉田邦洋先生、27歳で新採用4年目の先生でございます。素晴らしい若い先生が育っているなど思っております。

では、記事の内容でございますが、明道小学校「二十歳の記念にカプセル開封」ということで、二十歳になった子どもたちが学校に集まってカプセルを開封したり、明道小学校2年生の河合凜星さんにつきましては、宮日子ども新聞の絵画の部門ですが、子ども作品最優秀賞を受賞。庄内小学校の5年生では、庄内地区には沢山の子どもたちがヘアドネーションをしてくれているのですけれども、丸岡ひかるさんが35センチ髪の毛を切ったというような記事が載っておりました。大変ありがたいなど思っております。

また、学校全体といたしましては、夏尾中学校、「地域住民と協力 門松づくりを体験」ということで、明けて1月でしたけれども、記事が載っておりました。夏尾地区といえば、非常に地域の方々が学校に関わっていただいているということございまして、学校ホームページの記事のところの5ページを開いていただけませんか。5ページの下段になりますけれども、夏尾小「みそ造り」という、ついに味噌まで造ってしまったという夏尾小学校の記事ですが、覚えていらっしゃるでしょうか、12月のホームページで、この学校は大豆の脱穀をしていました。あの脱穀の後に、この味噌造りが入っているという、なかなか素晴らしい企画だと思います。携わってくださっているのは、子どもたちからひげ先生と呼ばれる方で、非常にありがたいなど思っております。

また、その夏尾中学校ですけれども、12ページをご覧ください。夏尾中学校1月、立志式をやっていたかきまして、その中で、宮崎花ふぶき一座の座長であります宮田わかなさんに講演をしていただきまして、ありがとうございました。

宮田さん、いかがでしたか、子どもたちの様子は。

○宮田委員

しっかり聞いてくれて、素晴らしいコメントをくださいました。

◎児玉教育長

そうですか。

○宮田委員

そのコメントに感動しました。

◎児玉教育長

そうですか、ありがとうございます。

様々な形でこうやって学校のほうに関わっていただいているということは、ありがたいと思っております。

ます。

では、レジュメに戻りまして、有水中学校、「初めて尽くし 修学旅行」という記事が、幾つもの新聞でも出たのですけれども、学校ホームページの13ページをご覧ください。どういう状況だったかというのが、実は、学校ホームページで紹介されておりまして、宮崎カーフェリーの郡司社長様がお出迎えになりまして、新聞各社、それから報道もテレビも沢山集まりまして、取材を受けている様子でございます。かなり長い時間、この記事につきましては、報道がなされておりました。なるべくカーフェリーを使って修学旅行をしてほしいというアピールもあったのかもしれませんが。

続いて、中郷中学校ですけれども、これも新聞記事になっているのですが、ホームページの12ページをお開きください。一番下のほうになります。ラブレタープロジェクトで、紫舟さんに来ていただいて、書について学んでいくということなのですが、中郷中はこれで終わらず、この書で書いたものを立志式に持って行って、そして、子どもたちの立志表明をするというようなことで、非常によく組み立てられているなど思っております。

学校の話はそのぐらいにしておいて、続いて、文化財課の記事が出ておりました。多様な横穴墓22基・鉄器発見という(キ)の記号の付いているところです。これは相良第1遺跡というのですけれども、全容解明がついこの間終わりました。報告を受けたところでございます。この相良遺跡なのですけれども、またまたこの発見で、古代史を塗り替えることになりました。というのは、古墳時代、5世紀前半部分になりますけれども、この地下式横穴墓というのはあったのですけれども、その南限がもっと北のほうだったのですけれども、都城市まで伸びたということが一つと、そこで発見された鉄器、鉄で作ったものなのですけれども、鉄器が作れたのは、その時代、中央の豪族だけでしたので、中央とのやり取りがもうあったということが証明されたということです。文化財課の課長に聞きましたところ、これで住居跡が出てきてくれればなど、もうそれが出てきたらすごいことになります。吉野ヶ里ぐらいの貴重なものになるということで、非常にワクワクしたところでございました。

続きまして、(シ)の記号のところにあります、学校給食課が、都城市が導入しています公会計化についてインタビューとか受けておりましたけれども、非常にいいことだというふうに思っていますが、県下でいきますと、自治体の動きが非常に鈍くて、都城市は先行しているような形になっております。教育長会では、様々にこのことについては色々と質問を受けるのですけれども、なかなか費用対効果が出ないとか色々と言っているらしいです。でも、都城市は非常にいい制度を先んじてやっていたらいいなど思っております。

続いて、(ス)の記号のところにあります中学校3年生の約1,500人なのですけれども、「応援メンチ」、都城メンチの引換券とか、実物を持って行ったということで、これにつきましては、学校ホームページの11ページをお開きください。下のほうに、志和池中学校がございまして、取材をこれも沢山受けています。そういう中で、『「都城メンチ」で受験生を応援!』ということで、なかなか子どもたちも美味しく食べておりました。これを食べて、受験に勝つということでございまして、非常にいい企画であると思っておりますが、なかなか中学3年生ですので忙しくなっていて、受験前で、これをお引き受けいただいたのは、志和池中学校廣川校長先生で、今年ご退職の校長先生のところでした。

その他、ホームページの中で、記事についてのご質問とか、これはどういうことなんだというのがあれば、お答えしたいと思います。そういうところはありませんでしょうか。

では続いて、教育問題といたしまして、「先生の質を保てない 公立2,000校で欠員」というものがありました。これは、日本経済新聞に載ったというのが非常に大きいところだと思っております。この記事のポイントは、教員不足や不登校拡大で、学校崩壊の危機が迫っているのではないかとということが1点、教職の魅力低下、確かに倍率が低下しております。2,000校で欠員が発生している。それから、人材

確保、役割や待遇の見直しが不可欠だというふうに、経済的な視点でも物を言っていたいでございます。その記事の中で、病気や出産で休暇に入る教員の代替の確保が非常に難しいということでもございました。それで、都城市の状況と照らし合わせながら説明させていただきます。

本日お配りしました教育長説明追加資料を出していただけないでしょうか。まず、1番のところでございます。実情については、教員の欠員状況です。今年は、年度当初はありませんでした。年度当初からある時もあるのです。急に加配とって、追加の先生の枠が降ってきて、そこに先生が入れないというようなこともあるのですけれども、今年はございませんでした。しかしながら、途中で休職をされた先生がいらっしゃいまして、そこに補充ができないところが2校ございます。これにつきましては、54校と考えますと3.7%、2校ということは3.7%に当たります。これを加味しながら、2番のほうも御覧ください。育児休業で今休んでいる方々が30人いらっしゃいます。精神的な疾患により傷病休暇及び休職をしている先生が10人いらっしゃいます。小学校6人、中学校4人です。その他となっている3人でもございますが、この3人の方は、体の病気でもございます。今回の3人は、3人ともがんを発症されておりまして、その治療に専念しているところでございます。

そういうような形で、学校の中に枠はあるのだけれども先生がいないという状況が発生してしまいます。その中で、そういう状況になった時には、臨時の講師の先生をお願いしないといけないのですが、探しても断られる場合が非常に多いということが新聞記事に書いてありまして、200人近くから断られるということでもございます。

実を言いますと、都城市の場合も1ページの4番の(1)に書いてありますように、講師がなかなか見つからないという問題があります。校長先生は、県の講師登録システムというのがありますので、その情報を基に講師を探しますが、なかなか見つからないため、100件近くの候補者に電話連絡することもあります。それでも見つからない時には、見つかるまで数か月かかるようで、埋めるまで欠員、そういう状況が都城市でも続いております。

それでは、レジュメのほうの2ページ、中段からですけれども、日本経済新聞が教員人事権を持つ69の自治体、ですから、都城市は人事権を持っていませんからこの中には入りませんが、調べましたところ、2,092校、これは全国の割合でいきますと6%になります。ここが先ほど都城市は3.7%でした。計2,778人ということでもございますけれども、下の段にいきますと、2021年、1年前の調査の結果が出ております。1,591校で計2,065人、急激に増えていると、全国で、この状況がということでもございます。日本の教員の特徴ということで、その枠の中にグラフが出ておりますけれども、OECDでも大変問題になった点でもございます。

それから、ICTを活用した指導の遅れというのが、このグラフの中にありますけれども、これは2018年、まだ1人1台端末を持っていない時の調査です。では、昨年の都城市の調査はもう分かっていますので数字を言いますと、中学校は71.4%まで上がっています。小学校が73.0%。ですので、こういうところでは、随分と回復をして、やり取りが出来るようにはなっているのだろうと思いますけれども、欠員はなかなか埋まらないということでもございます。

もう一つの原因が、採用倍率がどんどん低くなっているということでもございます。宮崎県の小学校、私の記憶でいくと1.6倍ぐらいにまで下がってきています。非常に厳しい状況でもございます。ですけれども、そうなってくると、初任者も色々な初任者がいて、篩いにかけていくというのは当然のことでもございまして、なかなかそこら辺も厳しいなと思っております。

都城市の教員の実情についてのところの3番をご覧ください。新規採用の状況です。新規採用から4年までを紐解いた形で見ておりますけれども、採用数が小・中学校合せて、令和元年度が43人、令和2年度が41人、令和3年度が49人、令和4年度が48人というふうに、大体40人台で推移しているところ

ろでございますが、初任で退職した方ですけれども、元年度が1人、2年度が1人、3年度が4人というような形で退職しております。体の都合もあるのでございますけれども、自信がなくなったとか、学校に足が向かないとかいうようなことでした。令和4年、今年度になりますけれども、欠勤者が1人出ました。病休者はそこにありますように、2年度が1人、3年度が3人、そして、4年度が1人、初任者のうちで学級崩壊をしてしまったというのが、令和4年が1人、3年度が2人というような形でございます。初任者の1年目だけではなくて、※印に書いてありますように、2年目になりますと様々な業務を背負わないといけません。初任者の時には、業務から外して研修会とかへ行くのですけれども、2年目でメンタルダウンを起こしてしまう人もいるような状況です。

1ページ一番下にありますけれども、4の(2)ですけれども、年度途中でこうやって空いたところに講師を入れていくのですけれども、教職員・社会人としての資質に課題のある者が入ってきてしまうというのがあります。ある小学校では、やっと講師を見つけ採用したが、欠勤が多かったり、精神的に不安定で、他の職員とのトラブルが多かったりするなど、資質に問題があるケースが見受けられたということです。

2ページ目でございます。もう一つ切実な問題がありまして、再任用の臨時的任用講師とかあるのでございますけれども、フルタイム勤務を望まない、つまり、1日の中で4時間勤務したらもう帰るというのを望んでいらっしゃる。もちろん、給与は安くなるのですけれども、そちらのほうがいいというふうにおっしゃっています。これは労基法上、それは駄目ですとなかなか言えないので、そうになってしまうと、フルタイムでないと担任を持たないのです。これが大きな問題になっています。再任用者はいっぱいいるのだけれども、フルタイムでないために、なかなか担任を持たせられないということでございます。今年は、そういうようなところに該当しているのですけれども、ある中学校では、お隣の中村教育委員を実は雇っていたと、後で知りましたが、早く言わないね、そういうことはと。高校の先生でございますので、そういうようなところにもご迷惑をかけているなと思っております。

初任者なのですけれども、1年目の先生方は、本採用ではないという形になってしまって、欠勤扱いになってしまいます。つまり、病休とか休職ができないという状況でございます。病休は使えるのです。病休と年休を使い終わったら、欠勤になります。今年はそれに当てはまるケースがついに出てきてしましまして、この際、そういう時は、実は代替えの先生の保障がないのです。それでは学校が大変なことになってしまうので、この先生が学担をされていたので、ここは県と協議をしまして、そして、その1枠、県が作ってくれて、そこに今、臨時の先生をお願いしているところでございます。

こういうような状況であるということをご承知いただきたくて、教育問題の一つの記事を基にしてご説明したわけでございます。

ここまでについて、何かご質問はよろしかったですでしょうか。

それでは、生徒指導の状況報告について、お話をします。

まず、非行等問題行動についてでございますけれども、小学校1件、中学校1件、小学校は小学校5年生で、昨年の6月から連続でこのお子さんはここに載っている子でございます。すぐにカッとになってトラブルになってしまうのですけれども、生徒間暴力もあるのですけれども、器物破損、対教師暴力でございました。なかなか押さえきれないところだと思います。処置なのですけれども、今回のことに関して、学校側は校長、教頭、支援学級と交流学級の担任、それから支援員、それと、両親、それから、放課後デイサービスに通っているのですが、ご家庭も大変なところがありまして、放課後デイサービスの職員、そのメンバーでケース会議をしながら、今後どのように進めていけばいいかというようなことを話し合ってもらっています。なかなかクールダウンが上手できなかったんですね、12月は、11月までは本当に段々よくなってきていたのに残念です。

それから、中学校でございます。中学校2年生でございますが、学校をこの日休んで自宅にいた時に、ジョギングを口実に外出した際に、近所の庭に干してあった一般女性の下着を盗んだという事案が発生してしまいました。もちろん、被害者が警察に通報して、本生徒は警察署に連行されました。被害届は出されなかったのですが、学校だけではなく児童相談所、この件を受けて12月21日から23日までの3日間、一時保護して、特別のカリキュラムを受けてもらったのですけれども、スクールサポーター、警察OBの方ですけれども、その方とも連携しながら、この事案には当たっていきたいと思います。実を申しますと、この子は2回目でございます。

続いて、不登校及び不登校傾向でございますけれども、お手元のグラフにありますように、例年にないスピードで上昇している、不登校生が増えてしまっているということでございます。小学校が今現在85名をカウントすることになりました。内、今年度新規になった子が54名です。中学校は216名をカウントすることになりましたが、今年度新規に不登校になった子が113名、非常に問題でございます。

登校復帰・改善が見られた児童生徒ですけれども、小学校は8名、中学校は21名という形で改善が、年度当初からですけれども、見られているところです。適応指導教室に通級している児童生徒が小学校3人と中学校12人、かなり増えてまいりました。

それから、図書館を利用している児童生徒が、小学校3名、中学校5名、もちろんこちらの数も増えてきております。ここにも色々な支援員とか、対応できる先生方がいないといけませんのですけれども、その中でもありがたかったのは、図書館にファッションラボというところがあります。ここには常駐の人がいらっしゃるのですけれども、このワークショップ、シルクスクリーンをやったりとか、手ぬぐいに模様を入れたりとか、そういうことを率先してやっていただいて、冬季休業中も中学生は5人参加してくれております。不登校生だけで。本当にありがたいなと思っております。何とか増やしていきたいなと思っているところです。

続いて、交通事故の報告でございます。小学校2件、中学校1件でございます。小学校の2件ですけれども、1件目が小学校4年生です。コンビニで買い物をした後に、駐車場から道路に出るところを自動車と接触ということでございます。原因は、児童の注意不足、周囲の状況をよく確かめていなかったということでございました。自転車に乗っていたのですけれども、これもノーヘルでございました。

続いて、小学校5年生でございます。これは、集団登校途中、押しボタン式の横断歩道上で自動車と接触でございます。児童はちゃんと青になったのを確認して横断していましたが、自動車が赤信号に気付かず横断歩道に侵入してきているということでございます。その際、児童の水筒と自動車のバンパーがぶつかって、その反動で児童が転倒し、右太腿と左膝を打撲ということで、本当に大事に至らずによかったなと思えます。これは完全に車のほうが100%悪いということになってしまいます。

続いて、中学校ですが、3年生でございます。自転車で登校途中、交差点で右側から左折してきた自動車と接触。運転手が生徒に声をかけましたけれども、生徒は「大丈夫」と言って、そのまま登校をしたと。しかし、登校後に、その生徒が足の痛みを感じたために保健室に行き、事故の経緯が判明したという。ただタイムラグがあるのです、発生したのと。学校から連絡を受けた保護者が病院に本人を連れて行って、同時に警察に通報したと。ところが、この自動車の運転手さんは偉かったのです。既に警察に事故報告をしていたようで、事故の見聞とか、もう1回やったのですけれども、大丈夫と言ったけれども、自分はぶつかったからと110番していただいたそうです。事故処理もちゃんと行われて、双方の安全確認不足という形になりました。

続いて、いじめに関する報告でございます。

いじめにつきましては、12月が、小学校が117件、中学校は8件の認知件数でございます。トータルは500件、それから中学校は50件を超えたところなのですけれども、それぞれ解消率が60%近くになっ

てきたところでございます。最終的にはゼロに持っていくようにしたいと考えております。

報告のあった事案につきましては、幾つかあります。小学校2件ありまして、小学校1件目は、6年生なのですけれども、加害児童が被害児童にちょっと日頃の態度についてむかつくとか、そういうようなことだったんだと思いますけれども、話し合いをしようと思ちかけて、被害児童がその場から逃げたのだそうです。で、加害児童が2人で追いかけて、数回蹴ったというような形です。ただ、この加害児童の1人のお子さんのほうは、非常に問題を抱えていまして、学校はマークしていたわけでございます。都城警察署も学校で加害児童の事情聴取を行っていただきました。色々な諸機関を活用しながら、こういうふうに解決をしていかなければならないと思っております。

もう1件は、小学校5年生でございます。同じ学年の男の子から、被害者は女の子なのですけれども、菌が移るといような話をして、タッチをして離れたり、ふざけたりしているということが分かりまして、それについてきちんと対応したわけなのですけれども、この週、被害の児童が3日間欠席をいたしました。しかしながら、翌週から登校できたために、加害児童全員が被害児童に改めて謝罪を行ったということでございます。

中学校3件でございますが、これはいずれも同じ中学校から出ています。というのは、この報告のきっかけになったのが、運動場で足をかけられて骨折をしたお子さんがいます。この骨折は、鎖骨を骨折してしまっただけなのですが、そういうようなことを学校内でしっかりと認識をして、先生方に意識を高めてほしいという意味合いで、うちにも3件届けていただきますけれども、3件とも学校の中でしっかりと共有して、そして、今いじめがこれだけ起こっているということの認識をしてもらったというようなことを、教頭先生がおっしゃっています。今、鎖骨の事件が1件ですね。

もう1件が、SNS上で悪口を書かれたということと、SNS上で中傷があったということでございます。ですので、こういうことが重なって行って、大変なことになる前に、学校全体でこれをきちんと解決していこうという、そういう意図だそうです。

学校がうまく機能していないということで報告があったのは小学校1件だけです。これは2年生の、前回お話しした1年生と2年生、2件ありましたけれども、2年生のほうだけが再度上がってきました。なかなか離席することが多い子どもさんが多いということでございます。もう1件の1年生のほうです。こちらのほうは、担任が今、替わっていますので、非常に良くなっているということでございます。

では、最後に、その他の報告をさせていただきたいと思っておりますので、一端、録音を閉じてください。

[オフレコ]

◎児玉教育長

ここまでで、何かご意見やご質問等はなかったでしょうか。

○岡村委員

不登校児童生徒のことについてなのですけれども、適応指導教室が市立図書館のほうに通級とか利用できる児童生徒が増えてきたことは、とても喜ばしいことだと思います。スプリング教室の教育相談員の先生方の数については充分なんでしょうか。図書館のほうにも配置したいというようなことも言われていたような気がします。それから、各4町のほうの所管施設にも協力をお願いしているということでもありましたので、なかなか現在の教育相談員の先生方では対応が難しいかなと思うのですが、次年度以降、増員についてとかいうことはございませんか。よろしく願います。

◎児玉教育長

ありがとうございます。

確かに今、スプリング教室では、4名の相談員で頑張ってもらっています、所長を含め。あと、学校教育課には2名の相談員が在中しています。1人は、特別支援関係で、もう1人は不登校対策の支援員としてやってもらっています。あとはうちが持っているスクールソーシャルワーカーと県の人とタイアップして、色々動いてもらっています。

そういう中で、今おっしゃったように、スプリング教室に来ているお子さんが小学校3名、中学校12名と、15名の大所帯になっているというのはあります。12月の終了式を見に行った指導主事の話だと、8名出てきていました、その時には。2学期の終了式をそこでやった子たちは8名という形なので、その子たちは同時に勉強して、同時に質問とか色々し始めると、かなり厳しい状況ではあります。ただ、普段は、子どもたちは毎日ずっといるかというところではないみたいです。入れ代わり、立ち代わりで、延べ人数はこの人数になっているということです。ですから、今のところこれでやっていっていますから、これ以上増えたら厳しいですという話は聞いておりますので、どの程度これが持続した形になるのかということを見極めていくところです。もし、これがこういうような状況がずっと続くのであれば、増員を考えていなければならぬと思っています。

それから、市立図書館につきましては、学校教育課に2人置いてうちの1人が向こうの図書館に行って、そして指導をしてきているというような状況です。行ったり、来たりしているのです。で、高城の図書館にも行っているお子さんがいらっしゃいます。高城中学校の2年生だったと思います。そこも見ないといけない。そこにも行ったりとかいうふうにやっています。だから、常時はいないと思います。だから、1人で勉強する時間が結構あるということ。オンラインとかいうのもあるのですけれども。そういう中で、ファッションラボの方々がこういうように色々なことをさせていただくプログラムの中に入れていただいたというので、先ほど私が言いましたように、非常にありがたいなと思っております。図書館の方々も分かっているから、声をかけたりとか、よく館長と話をするのですけれども、来てから何日かすると、すごく明るくなるとおっしゃっていました。ですので、そういうことを含めた上で、状況を見て、本当に人数が足りなくなれば、増やさないといけないと思っています。その判断をするのは、ここが急激に増えたので、来年度1年見ながら、やっていかなければならないかと。来年もし、ものすごく急激に増えた場合は、これは次の手を考えていかないと、補正を組むなり、考えていかなければならないかなと思っております。

○岡村委員

このまま施設を使うということは、とても復帰に向けてプラスの材料になると思いますので、どんどん進めていただければと思います。ありがとうございます。

◎児玉教育長

ありがとうございます。

本当に考えておかなければならないところの質問をしていただきました。ありがとうございます。

他にはございませんでしょうか。

○中原委員

私も同じところなのですが、この数字、不登校及び不登校傾向の数字の中に、適応指導教室の児童生徒、市立図書館、これも入っているのですか、数字に。

◎児玉教育長

入っております。

○中原委員

それでは、85名、216名の中の数字という見方でいいわけですね。

◎児玉教育長

はい。

○中原委員

今の相談員の数が気にはなっていたのですけれども、個人的な意見ですけれども、グラフを見ると、これから減るとは考えにくいのかなと、そうした時の人手の対策を目途をつけておくことも必要かなと思ったところでした。

◎児玉教育長

ありがとうございます。

貴重なご意見をいただきました。きちんと対応していきたいと思います。

他にはございませんでしょうか。よろしかったですか。

○宮田委員

やはり私も不登校のところがとても気になっているところなのですけれども、現在、小学校が85名の適応指導教室に来ている子が3名ということは、まだほんの少しで、それ以外の82名とか80名近くの子どもたちは、学校の先生方がデジタルで何とかしてされている現状なのです。中学校も小学校も。

◎児玉教育長

そうですね、学校に全く通えないという子も中にはいますけれども、カウントされるのは、年間を通じて30日以上休んでいるか、休むであろうという子も含まれているのです。だから、学校がそこは判断して、この子の状況だともう3月末までにはなかなか難しい。しっかりと、ゆっくりとこの子に関わっていかうと思った時には上げていきます。カウントされてきますので、そういう傾向という子も上がってくるのですけれども、そうなってくると、週に半分ぐらい学校に行っている子もいます。週に半分行ったとしても、すぐ欠席30日になってしまいます。だから、その子たちは上がってきているということになります。

ただ、難しいのは、親も子ももう完全に後ろ向きになっているご家庭もいると思います。学校に行かなくてもいいとか、学校に行きたくなければもうそれでいいとか、そういうご家庭も増えてきていますので、そこは家庭の問題であると、家庭を含めてそれをきちんと問題として受け取らないといけないと思っております。ですから、なかなか厳しいところがあるのですけれども。

○宮田委員

ありがとうございます。

◎児玉教育長

よろしかったでしょうか。
ありがとうございます。
それでは、教育長報告を終了させていただきます。

12 議 事

◎児玉教育長

それでは、議事を進めていきます。
本日の付議事件でございますが、報告7件、議案9件となかなか多くございますので、よろしく願
いいたします。

【報告第93号、報告第94号】

◎児玉教育長

それでは、報告第93号及び94号を都城島津邸館長からご説明いただきます。よろしく願
いします。

●山下都城島津邸館長

都城島津邸の山下です。それではまず、報告第93号 都城島津邸ひな祭り開催要項の制定について、
をご説明いたします。

資料は59ページから62ページになります。

資料の61ページ、都城島津邸ひな祭り開催要項をご覧ください。

まず、開催のねらいですが、大正時代のものを始め、市民から寄贈いただいたひな人形を展示し、ま
た、ひな祭りの由来や歴史をパネルで紹介することで、伝統行事の歴史や背景等について知っていただ
くことを目的とするものでございます。開催日時、開催場所については、2月18日、土曜日から3月5
日、日曜日、場所は都城島津邸本宅でございます。時間は、開館時間の午前9時から午後5時としてお
ります。展示内容は、写真で紹介しておりますが、62ページに写真を紹介しております。

市民の方から寄贈いただいたもの、都城泉ヶ丘高校からいただいた大正時代のひな人形、そして、ひ
な祭りの歴史等を紹介するパネルを展示します。人形は、資料保存を考慮しまして、傷んでいるものを
除いて展示することにいたします。観覧料金は、本宅入館料で、小学生以上110円となります。

高城郷土資料館で2月21日、火曜日から3月21日、日曜日、旧後藤家商家交流資料館では、2月22
日、水曜日から3月15日、水曜日に同様のイベントが開催される予定となっております。同じ時期の開
催となっておりますので、互いにポスターやチラシ等で広報するなど、連携を取って来館者の増加に努
めていきたいと考えております。なお、会期中における過去の入館者数を60ページの一番下に示してお
りますので、ご参照ください。

続きまして、報告第94号 香りを楽しむ香道 御家流の「雅」開催要項の制定について、ご説明いた
します。資料は、63ページから65ページとなります。65ページの香りを楽しむ香道 御家流の「雅」開
催要項をご覧ください。

この行事は、今回、都城島津邸では初めて実施するものであります。まず、開催のねらいですが、香
道を都城島津邸本宅において開催することで、日本の伝統文化に触れる機会を提供するとともに、都城
島津邸の入館者増を図るためのものでございます。開会日時は、3月19日、日曜日の13時から14時と、
14時半から15時半の2回行う予定としております。

内容についてですが、御家流三條西宗家直門師範 東堯霞さんを講師としまして、古典文学や和歌などを題材に、香木を炷いて香りを鑑賞するものでございます。講師の詳細については、資料のほうに紹介しておりますので、ご参照いただければと思います。

参加料は、受講費、香木料、本宅観覧料を含んで6,000円となっております。定員20名の計40名で、要事前申し込みとしておりまして、先着順で受け付けることとします。申込方法は、2月15日、水曜日から3月15日、水曜日に主催者のほうの事務局までとしております。主催者は、香道御家流神路会でございます。都城教育委員会は共催となります。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第93号及び94号につきまして、ご質問等ありましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

○宮田委員

色々ご説明ありがとうございます。

知らないことが多いので教えていただきたいのですが、香道、香りを炷いて短歌を詠むというのを1時間でされるのですか。

●山下都城島津邸館長

そうですね、準備をしてということなのですが、お香で、昔、武士の奥様とかがお香を炷いて、何の香かを当てたりするのですけれども、そのお香を炷いて色々、行事とか、お香の行事を行って行って、それを香道という形でやられているみたいなので、まだ、見たことがないので、ちょっとどういうものなのか、今回、初めて見させていただくということなので、楽しみにはしているところです。

○宮田委員

何かホームページとか、フェイスブックとかで事前にPRをするのですか。

●山下都城島津邸館長

そうですね、事前にPRをさせていただきたいと思います。

○宮田委員

楽しみに拝見したいと思います。

◎児玉教育長

他にございませんか。

よろしかったでしょうか。

それでは、報告第93号及び94号を承認いたします。どうかよろしく願いします。

●山下都城島津邸館長

ありがとうございました。

【報告第88号、報告第89号、報告第90号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号】

◎児玉教育長

それでは、報告第88号から90号まで、議案第33号から36号までを学校教育課長から説明をいただきますが、合計で7件ありますので、報告と議案が関わっているところはなかったですね。

まず、報告の報告第88号から90号までの3件をお願いいたします。

●山内学校教育課長

それでは、学校教育課の報告及び議案につきまして、ご説明いたします。

まず、報告第88号 臨時代理した事務の報告及び承認について。小規模特認校制度を利用した入学、令和5年度の入学予定についてです。

資料は1ページからになります。

令和5年度小規模特認校制度を利用した入学の児童生徒については、3ページの別紙のとおりです。なお、本市の小規模特認校は、夏尾小学校、夏尾中学校、笛水小中学校となっております。

今回、入学を許可した児童生徒は、夏尾小学校が1名、夏尾中学校が4名、笛水小学校1名の計6名となっております。いずれも、小規模な環境での学習、自然の中での学習を本人・保護者が共に希望したことから、入学を許可いたしました。

続きまして、5ページをお開きください。

報告第89号 令和4年度都城市小・中学校教職員教育研究論文選考結果についてです。

7ページをご覧ください。

令和4年度都城市小・中学校教職員教育研究論文受賞者について、選考委員で選考した結果、別紙のとおり受賞者を決定しましたので、ご報告いたします。

令和4年度の教育研究論文は、小学校から48本、中学校から20本、計68本の応募がありました。一次審査を指導主事全員で行い、二次審査を曾原所長、最終審査を細山田副課長と私で行った後に、教育長にいただきました。厳正な審査の結果、最優秀賞に上長飯小学校の三好英樹教諭が決まりました。お手元の資料にございますように、三好教諭の論文の研究主題は、「子どもが主役となって学び、読解力を高める国語科の指導方法の研究」となります。そのほか、優秀賞2本、優良賞3本、奨励賞4本、特別賞6本となっております。なお、学校賞は白雲小・中学校となりました。2月16日、木曜日に表彰式を行う予定です。論文受賞者の論文につきましては、「都城の教育」に掲載する予定となっております。

続きまして、9ページをご覧ください。

報告第90号 令和4年度都城市教育委員会精励賞選考結果についてです。

11ページ、資料1、令和4年度都城市教育委員会精励賞選考結果について、をご覧ください。

精励賞とは、児童及び生徒の模範となる行為を行った児童生徒、技術又は芸術文化の分野において、特に顕著な業績のあった児童生徒及び団体を表彰するものです。表彰は、善行・文化の2部門において、個人や団体に対して行います。都城泉ヶ丘高等学校附属中学校を含む市内小・中学校校長より候補者を推薦してもらい、表彰選考会において表彰者を選考いたしました。

選考会では、学校から推薦があった52件中50件を表彰対象と決定いたしました。なお、2件については、条件付きで表彰対象といたしました。受賞者の詳細については、13ページからございます資料の2、令和4年度教育委員会精励賞推薦者一覧を後ほどご覧ください。表彰対象外となった推薦2件、条件付きで表彰対象とした推薦については、後ほどご説明いたします。

①表彰の内訳についてですが、11ページにお戻りください。善行部門が個人21人、団体24団体、文

化部門が個人2人、団体3団体、合計、個人が23人、団体が27団体となっております。

続きまして、②選考会での主な審議についてご説明いたします。

まず1件目、善行部門、個人No.18、夏尾中学校についてです。

この推薦は、2年連続で生徒会長を務め、朝のボランティア活動や小・中合同クリーン作戦、運動会などの行事でリーダーシップを発揮し、他の生徒の模範となる活動を行ったことに対する推薦です。これまでの選考会での判断基準により、過去に善行部門での表彰がある者は、活動内容が異なっても、表彰対象外とするとしております。当該生徒は、令和元年度に夏尾小6年時に、同部門個人の受賞歴があるため、表彰対象外といたしました。学校としましては、小学校での受賞を存じ上げなかったということで、推薦をしたということです。

次に、善行部門、団体No.2 南小学校についてです。

この推薦は、6年生を中心に行っていた朝のボランティアが昨年度から低・中学年にも広がり、参加する児童が全校で増えてきているため、全校児童を対象とするものです。

これまでの審査会での判断基準により、全校児童生徒は対象とできないとしております。しかし、令和2年度に同様の推薦があった際に、中心学年のみを条件付きで表彰対象としたため、6学年のみ表彰対象といたしました。学校としては、6学年のみ表彰対象で了承をいただき、今後は選考基準をしっかりと確認して推薦をいたしますということでございました。

12ページに移ります。

善行部門、団体No.8 庄内小学校についてです。

この推薦は、伝統的に行っている朝のボランティア活動に対して、全校児童を対象とするものであります。登校後、6年生を中心に全児童が自主的に取り組んでいます。先ほどと同様に、これまでの審査会の判断基準により、全校児童は対象とできないとしております。しかし、令和2年度に同様の推薦があった際に、条件付きということで表彰対象としたため、6学年のみ表彰対象といたしました。学校としては、6学年のみ表彰対象で了承いただき、今後は選考基準をしっかりと確認した上で推薦をいたしますということでございました。

次に、文化部門、個人No.2 五十市中学校についてです。

この推薦は、令和4年度県中学校総合体育大会柔道競技 55 キロ級で優勝し、県代表として九州大会、全国大会へ出場した生徒を推薦するものです。全国大会規模の大会に出場しているものの、柔道競技については文化活動ではないため、表彰対象外といたしました。学校は、今後、選考基準をしっかりと確認し、校内で選考いたしますということです。

次に、(3)選考会での選考委員の皆様からのご意見に対する事務局の回答です。

①明らかな表彰対象外については、選考会の議案にしなくてもよいのではないかとご意見をいただきました。事務局としましては、今後は、事前に選考委員の皆様にお送りする資料の中で、事務局意見で対象外のものについては、選考委員の皆様からご意見がなければ、選考会に上げず、対象外にしたいと考えております。

次に、②推薦件数がゼロ件の学校について、ご意見をいただきました。事務局としましては、未推薦校については、精励賞の受賞者が決定次第、精励賞の資料をお送りし、来年度の参考にしていただいております。併せて、来年度より4月の校長会で、児童生徒の善行をよく観察し、精励賞に推薦するように呼びかけをしてまいりたいと考えております。

以上が報告になります。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

では、報告の88号から90号までで、何かご質問やご意見ありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、引き続き、議案第33号から36号までを学校教育課長から説明いただきます。よろしくお願ひします。

●山内学校教育課長

それでは、次に議案につきまして、ご説明いたします。資料は73ページからになります。

議案第33号 都城市モバイルルーター貸与要綱の制定について。

都城市モバイルルーター貸与要綱を別紙のとおり制定いたします。GIGAスクール構想により、令和3年6月に児童生徒1人1台端末が導入され、教科等の特性に応じ、ICTを活用した効果的な授業改善が行われております。家庭への端末持ち帰りを全面実施するため、令和4年度におきましては、貸出用のWi-Fiルーターを市教委で確保し、インターネット接続環境のない家庭に対し、試行期間として無償でWi-Fiルーターを貸し出ししております。負担の公平性を図るため、令和5年度からは自宅のインターネット環境を使用できない家庭は、Wi-Fiルーターを有償で貸し出すこととし、Wi-Fiルーターを貸し出す上での申請方法や利用料金、取扱要領などについて、本要綱を制定するものです。

要綱の内容について、要点のみご説明いたします。資料は75ページからになります。

第1条に本要綱の趣旨といたしまして、各家庭のWi-Fi通信環境支援のため、モバイルルーターを市立小・中学校に通学する児童生徒の保護者に貸与することに関し、必要な事項を定めております。第2条から第4条におきまして、貸与を行う物品、台数、対象者について、市教委が用意するモバイルルーターの貸し出しは、保護者を対象に1世帯につき1台とすることなどを定めております。第5条から第7条で、申請・貸与期間を提示し、貸与希望者は原則として年度ごとに申請書を教育長に提出することとしております。

76ページからになりますが、第8条が利用料金となっており、貸与に必要な経費の一部を利用料金として借りた者から徴収することを定めております。

第9条から第14条で、申請事項の変更、破損又は紛失等、取扱い、返却、学校の責務、その他の必要事項を定めております。

なお、77ページにごございます別表には、モバイルルーター通信料金の金額を3,000円としておりますが、これは今後の契約金額の上限額として定めたものでございます。令和5年度の利用料金は、月額1,000円となります。

続きまして、87ページをお開きください。

議案第34号 都城市就学援助規則の一部を改正する規則の改正について。

都城市就学援助規則を一部改正いたします。89ページからになりますが、経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助として、就学援助制度において、学校給食費や学用品費などを援助しております。児童生徒1人1台端末を家庭学習で活用するためには、各家庭でインターネット接続環境を整備する必要があり、使用料は家庭の負担となります。このため、令和5年度から就学援助対象品目にオンライン学習通信費を追加するものです。これにより、就学援助認定世帯には、一律で月額1,000円のオンライン学習通信費が支給されます。

また、第9条の文言に誤りが確認されたため、「改定」を「規定」という言葉に修正します。

続きまして、95ページをお開きください。

議案第35号 都城市小・中学校医療的ケア運営協議会条例の制定についてです。

都城市小・中学校医療的ケア運営協議会条例を97ページ、別紙のとおり制定いたします。

99ページにございます概要版をご覧ください。

令和3年6月に、医療的ケア児支援法が成立し、国や地方公共団体は、日常生活及び社会生活を営むために、医療的ケアを受けることが必要な児童生徒、いわゆる医療的ケア児に対し、学校生活において適切な医療的ケアを受けられるよう、看護師等の配置が学校設置者の責務と明記されております。現在、本市小・中学校に在籍する医療的ケア児は4名おりまして、そのうちの2名は看護師配置が必要な状況であります。看護師未配置であるため、保護者が医療的ケアに当たっている状況でございます。

そこで、学校における医療的ケア児の適切な支援体制について、教育・医療等の関係者など、専門的な知見に沿って調査・審議する都城市小・中学校医療的ケア運営協議会を教育委員会の諮問機関として設置するため、本条例を制定するものです。

運営協議会は、医師、看護師、弁護士など、5名以内で構成する予定にしております。また、運営協議会では、小・中学校における医療的ケア児の現状把握や就学に関すること、看護師配置の在り方などについて調査・審議する予定にしております。任期は2年とし、報酬として、月額7,000円を支給する予定です。

本事業は、学校における医療的ケア児支援事業として、2月中旬頃、記者発表がある予定でございます。

続きまして、101ページからになります。議案第36号 令和5年度都城市フッ化物洗口事業実施要項の一部改正及びフッ化物洗口事業実施基準変更について。103ページからの資料をご覧ください。

フッ化物洗口事業は、平成29年度から小学校を10校ずつモデル校として指定しており、教職員及び保護者説明会実施後に、保護者への希望調査を毎年行い、希望者がその学校の保護者数の3分の2を超える場合に、希望した児童に対して実施します。希望調査で実施基準を満たさなかった学校では実施しておらず、実施基準があることで、現在も実施できない学校が7校ございます。しかし、実施できない学校にもフッ化物洗口を希望している保護者がいることから、令和5年度から3分の2以上としていた実施基準を撤廃し、その学校で実施を希望する保護者がいれば、希望する全ての児童に対してフッ化物洗口を行えるよう、要項の一部を改正するものです。

実施基準の見直しについては、歯科医師や薬剤師、教職員、保護者代表で構成するフッ化物洗口事業実施に関する検討会に諮り、全会一致で可決したところです。今後、各学校へは、2月の校長会にて周知を行い、現在実施している学校の保護者には、毎年実施する希望調査にて周知を図ります。

また、フッ化物洗口未実施校につきましては、来年度改めて保護者説明会を実施し、周知を図る予定としております。

以上で、学校教育課の報告及び議案の説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

では、後半の議案4件、第33号から36号までの議案につきまして、ご質問やご意見ありましたらよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

○赤松委員

ご説明ありがとうございました。

どの議案も素晴らしいなと思って、お聞きいたしました。特に、35号、36号というのは、待っているお子さんや保護者は喜ばれると思いますので、良い改善ではないかなと思います。医療的ケア児の運営協

議会の制定についても、絶対欠かすことのできない協議会だろうと思います。そういう子どもが喜ぶような対応を今後もしていただけたらと思っています。

◎児玉教育長

ありがとうございました。
他にいかがでしょうか。

○中原委員

ご説明ありがとうございました。

Wi-Fiルーターの件で、次年度からは月額が3,000円利用者負担、先ほど1,000円を支給するというので、2,000円になるかと思って。

●山内学校教育課長

すみません、利用額の上限を3,000円と定めておりまして、結果的に徴収するのは1,000円ということで、令和5年度は想定しております。

○中原委員

分かりました。ありがとうございます。

もう1点、最後のフッ化物洗口のところで、まだ、コアな保護者がいらっしゃると思いますので、そういう実施するようになった学校の説明というのは、慎重に行っていただきたいということ、今、そうした学校のケースとしては、対象外の子どもを同じような作業、アクションは同じなのですが、中身が違うという方法でと以前聞いたことがあったのですけれども、うちは遠慮しますというところは水でしているかというそういう方法で行う予定でしょうかという確認でございました。

●山内学校教育課長

その予定にしておりますけれども、また、各学校がそういうふうにする部分も出てくるのではないかと考えております。まだコロナ禍ということで、歯磨きと洗口が実施できていないところもまだございますので、そことの兼ね合いも考えながらということになるかと思っております。

○中原委員

承知いたしました。ありがとうございます。

◎児玉教育長

ありがとうございました。
他にございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

●江藤教育部長

78ページなんですけど、この様式第1号（第5条関係）、この同意事項の中に、何々ということが7つあるのです。文の頭に（1）とかされるか、また、・をつけて分かりやすくしたほうがいいのかと思います。

●山内学校教育課長

分かりました。検討いたします。

◎児玉教育長

よろしくお願ひしたいと思います。

他にございませんでしょうか。

それでは、議案第33号から36号までを承認いたします。どうかよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

●山内学校教育課長

ありがとうございました。

◎児玉教育長

それではここで、休憩を取りたいと思います。午後3時まででよろしいですかね、10分間。

[休 憩]

【報告第91号、報告第92号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号】

◎児玉教育長

それでは、報告第91号及び92号、議案第37号から40号までを生涯学習課長に説明していただきますが、これも6件ありますので、報告と議案で関わりのあるものはなかったですよ、今回は。

●大井生涯学習課長

ございますね。

◎児玉教育長

ありますか。

●大井生涯学習課長

表彰関係、表彰の選考の結果とそれを表彰する式典があります。

◎児玉教育長

分かりました。

では、報告第91号及び92号、議案第37号から40号までの説明をお願いいたします。

●大井生涯学習課長

生涯学習課でございます。よろしくお願ひいたします。

報告第91号 令和4年度都城市教育委員会社会教育功績者等表彰選考結果について説明いたします。
資料37ページをご覧ください。

選考会が1月23日に行われましたので、その結果についてご報告するものです。

資料39ページをご覧ください。

選考会では、それぞれの所属団体から推薦のありました4名について、審査を行いました。山之口自治公民館連絡協議会から推薦のありました良憲榮氏、都城音楽協会から推薦が上がりました岡元常信氏、都城芸術文化協会から推薦のありました浅野隆志氏、庄内地区自治公民館連絡協議会から推薦のありました前田和憲氏の4名であります。

社会教育功績者表彰には3つ要件がございます。1つ目が、市内で社会教育関係団体に所属していること、2つ目が、おおむね15年以上の永きに渡り社会教育の振興及び積極的に取り組んでいること、そして3つ目が、その業績が全市的に認められている、又は認められるほど顕著であり、他の模範であることの3つの要件であります。これらの要件等につきましては、資料44ページ以降の表彰規定のほうに規定してあります。

今回、推薦のありました4名について審査をした結果、4名とも要件を満たすことが認められ、社会教育功績者として表彰することが決定いたしました。被表彰者の詳しい経歴及び活動内容につきましては、資料40ページ以降に記載してありますので、ご参照ください。また、表彰式につきましては、3月4日、土曜日にウェルネス交流プラザで開催を予定しています令和4年度都城市社会教育振興大会の中で行う予定にしております。

なお、令和4年度都城市社会教育振興大会開催要項案につきましては、後ほど議案37号で改めて説明をさせていただきます。

続きまして、報告第92号 令和4年度第27回都城市読書感想文コンクールの結果について、説明いたします。

資料51ページをご覧ください。読書感想文コンクールの二次審査が1月23日に行われましたので、その結果についてご報告するものです。

それでは、53ページをご覧ください。今年度の読書感想文コンクールには、市内36の現小学校から4,911件の応募がございました。対象児童数に対する応募率は53.2%となります。審査には一次、二次がありまして、一次審査を11月12日から12月12日にかけて、生涯学習課と各総合支所の社会教育指導員計8名で行いました。そして、二次審査のほうを菓子野小学校の大西校長、学校教育課の日高指導主事、退職校長会の黒木様と山崎様の計4名で行っていただきました。

資料54ページ及び55ページをご覧ください。

学校賞に選ばれた学校及び個人賞に選ばれた児童を掲載しております。学校賞の最優秀校には、五十市小学校、優秀校では上長飯小学校と東小学校、優良校には明和小学校、安久小学校、中霧島小学校が選ばれております。個人賞の最優秀賞には、安久小学校1年の椎葉萩華さんが『「ちいさいおねえちゃん」を読んで』を書いた作品が選ばれました。そして、金賞には五十市小学校1年の池田柊晴さんほか、各学年から1名ずつの計6名、銀賞は安久小学校1年の温水啓真さんほか、各学年から1名ずつの計6名、銅賞には五十市小学校1年の西元駿登さんほか、各学年から1名ずつの計6名が選ばれております。そのほか、各学年から5名ずつ、計30名が佳作に選ばれました。

資料56ページをご覧ください。

各学校からの応募状況並びに学校賞の選考に関する資料であります。学校賞につきましては、学校ごとの応募率に個人賞の結果を加味し、その得点に応じた選考を行っております。次のページには、過去3年の学校賞の受賞校が掲載してありますのでご確認ください。

それでは、資料58ページをご覧ください。

こちらが今回の個人最優秀賞を受賞した安久小学校の椎葉萩華さんの作品を掲載しております。

続きまして、議案第37号 令和4年度都城市社会教育振興大会開催要項の制定について、説明をいたします。

資料109ページをご覧ください。

3月4日に振興大会を開催するに当たり、開催要項の制定についてご審議いただくものです。

それでは、資料111ページをご覧ください。こちらが開催要項案であります。

本大会は、市民一人ひとりが生涯学習への理解を深め、市内にある社会教育関係団体等の社会教育活動を通し、喜びと誇りをもった地域づくり、まちづくりに取り組む意識を高めるために、開催をするものです。また、人と人がふれあい、磨きあう心豊かなまちづくりをテーマとして開催をいたします。主催は、市教育委員会であり、市社会教育関係団体等連絡協議会であります。開催日は、令和5年3月4日、土曜日、開催時間は、午後1時30分から午後3時20分、開催場所は、ウエルネス交流プラザのムジカホールであります。午後1時受付開始の午後1時30分開会となります。内容といたしまして、開会行事の主催者挨拶の後、先ほど報告をいたしました4名の社会教育功労者の表彰式を行います。

また、開会行事終了後に、宮崎県南部教育事務所の教育推進アドバイザーである北村俊二氏による「関わり合いから始める学校づくり、地域づくり」と題した講演が行われます。その後、庄内地区まちづくり協議会事務局長である朝倉脩二氏による「子どもたちを地域で育てる活動について」と題した事例発表が行われます。参加対象者は、各社会教育関係団体等の関係者及び行政関係職員であります。教育委員の皆様に対しましては、後日ご案内を差し上げる予定にしておりますので、どうぞよろしく願います。申込み期限は2月22日といたしております。開催にあたりましては、基本的な感染症対策を講じて行う予定であります。

それでは、次のページをご覧ください。

こちらが各団体への参加者割り当ての一覧であります。感染症対策の一環として、ホールの観客数に対し余裕をもった割り当ての人数にしております。

続きまして、議案第38号 都城市放課後こども総合プラン運営委員会設置要綱の一部改正について、説明いたします。

資料の113ページをご覧ください。

今回の改正理由につきましては、資料の下部に記載してありますように、今年4月1日づけの都城市行政組織改編により、福祉部こども課が廃止となり、こども部こども政策課が新設されることによるものであります。116ページをご覧ください。

今回の一部改正は、要綱第3条第1項第1号 行政関係者の（ ）内の福祉部をこども部に、また、第6条第3項の福祉部保育課長をこども部こども政策課長に改正をするものです。資料117ページ以降では、改正後の要綱を掲載しております。

なお、改正後要綱のほうは、令和5年4月1日となります。

続きまして、議案第39号 都城市人権啓発推進協議会設置要綱の一部改正について説明いたします。資料の121ページをご覧ください。

今回の改正につきましては、先ほどと同様、今年4月1日の都城市行政組織改編により、福祉部こども課が廃止となり、こども部こども政策課が新設されることによるものであります。

資料124ページをご覧ください。

今回の一部改正は、要綱の別表第2（第7条関係）中の福祉部こども課長をこども部こども政策課長に改正するものであります。

資料125ページ以降に、改正後の要綱を掲載しております。なお、こちらの改正後要綱の施行も令和5年4月1日であります。

続きまして、議案第40号 都城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

資料129ページをご覧ください。

今回の改正理由につきましては、資料の下部にありますように、妻ヶ丘地区公民館の建替事業が現在進みつつあり、来年度仮設公民館を設置することに伴い、公民館の所在地及び部屋の面積が変更となることから、住所及び使用料を改正するものです。また、現条例に記載のある妻ヶ丘の小さな「ヶ」の正しい表記である大きな「ヶ」とする改正を合わせて行うものです。

資料 131 ページの今後のスケジュールをご覧ください。

昨年 12 月の部長会議、そして、今年の 1 月の庁議において既に了承はいただいております。今後は、3 月議会での議決を経て、8 月 28 日に施行される予定であります。なお、先般 1 月 27 日に行われました法規審議会において、施行日については再度検討するよう助言がありましたので、今後、変更となる可能性がありますことを、ここで申し上げておきます。

それでは、改正点を具体的に説明してまいります。資料 134 ページをご覧ください。

改正前条例、第 4 条の表中の 1 という欄をご覧ください。現在の位置は、都城市上東町 17 街区 6 号ですが、仮設公民館を現在地の西側隣接地に建てる予定となっていることから、位置を都城市上東町 13 号 1 番に改正いたします。また、表中の名称及び対象区域の妻ヶ丘のちいさな「ヶ」を大きな「ヶ」に改正いたします。

次に、別表第 1（第 10 条関係）表中の区分、単位、基礎額単位当たりの使用料の額を改正後の別表 1（第 10 条関係）のように改正いたします。

以上が改正の内容であります。

それでは、妻ヶ丘地区公民館建替事業の概要について、説明させていただきます。

資料の 137 ページをご覧ください。

これまで行ってまいりました一連の公立公民館の建て替えは、平成 28 年 2 月に制定されました都城市公立公民館建設事業計画策定基本方針に基づき、建設年度の古い順に進めているところであります。現在の妻ヶ丘地区公民館は、昭和 49 年の建設から 48 年が経過し、劣化が進んでいることから、令和 3 年度から建替計画を進めてまいりました。現在、地元住民の意見を取り入れましたレイアウトを基に、新公民館の設計を進めているところであります。また、現在、東小学校北側に新たに公民館利用者への駐車場の整備を進めております。そして、土地利用法上の事業認定につきましても現在、所用の手続きを進めているところであります。今後は、令和 5 年度から令和 7 年度にかけて、仮設公民館の設置、現在の公民館の解体、新しい公民館の本体工事、新しい駐車場の整備と順次進めていく予定であります。

それでは、次のページをご覧ください。

妻ヶ丘地区公民館周辺の航空写真であります。ワークマンの北側に現在の公民館がございます。その西側の隣接地に仮設公民館を建てる予定にしております。現在、整備を進めている東小学校北側の駐車場の位置は、臨時工事エリア（19 台）と表示してある場所になります。この駐車場が完成した後、工事エリアの東側にある既存の東小学校駐車場を公民館用駐車場とし、新しく、現在整備している駐車場を東小学校の駐車場とする予定であります。また、仮設公民館の完成後に現在の公民館を解体し、その跡地に新しい公民館を建てる予定であります。

次のページをご覧ください。

左が現在の公民館です。右が仮設公民館の平面図であります。仮設公民館の会議室は、真ん中をアコーデオンカーテンで仕切られた 2 つの部屋で成り立っております。カーテンを開け 2 つの部屋を 1 つの部屋として使用することも可能であります。使用料につきましては、会議室 1 及び 2 はそれぞれ 1 時間当たり 200 円、1 と 2 を合わせて使用した場合が 1 時間当たり 300 円となります。

次のページをご覧ください。

会議室の使用料につきましては、平成 21 年に制定されました公民館使用料規定に基づき、それぞれの

面積に応じた使用料としております。なお、仮設公民館には、和室や調理室がございませんので、新しい公民館がオープンするまではそれらを必要とする利用者には、これら施設のある広原教育集会所等を案内する予定であります。

次のページをご覧ください。

先ほど説明いたしました今後のスケジュールを表にしたものであります。現時点では仮設公民館のオープンが8月28日と想定しておりますが、先ほど申し上げましたように、オープン時期につきましては、変更になる可能性がございます。現公民館の解体後に新公民館の整備に着手し、来年10月頃に新公民館が完成し、仮オープンとなる見込みであります。

なお、新公民館敷地内の駐車場の整備には、令和7年度まではかかる見込みでありまして、その完成をもってグランドオープンということになります。

次のページをご覧ください。

先ほどの説明の中で、土地使用法での事業認定について触れましたが、公共事業における用地取得においてこの事業認定を受けることにより、地権者にとっては用地売買による所得に対する課税の特例が受けられるようになります。この事業認定が承認された後に、土地の売買契約も手続きを行う予定であります。なお、売買契約締結は来年度を見込んでおります。

以上で、全ての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

報告第91号及び92号、議案第37号から40号までの説明をいただきました。全般にわたりまして質問やご意見ありましたらよろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第91号及び92号、議案第37号から40号までを承認をいたします。どうかよろしくお願いいたします。

●大井生涯学習課長

ありがとうございました。

●江藤教育部長

都城市行政組織改編により、福祉部子ども課が廃止となり、子ども部子ども政策課が新設されるという説明がありましたが、取扱注意でお願いします。

【議案第32号】

◎児玉教育長

それでは続いて、議案第32号を教育総務課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●清水教育総務課長

教育総務課です。

議案第32号 公益財団法人都城育英会奨学生選考審査会委員の推薦について、につきまして、ご説明いたします。

資料の70ページをご覧ください。

70 ページには、審査会内規を添付しておりますが、公益財団法人都城育英会は、都城市及び三股町出身の優秀な学生生徒で、経済的理由により就学困難な者に対して、大学・短大等の学資を貸与し、青少年の健全育成を図ることを目的に設置されております。選考審査会の定数は10名とされており、任期は1年以内となっておりますが、今回、令和5年4月1日から令和6年3月1日までの期間で、委員長の推薦依頼がございました。現在、各委員が就任されている各種審査会の委員等につきましては、本日の配布資料をご覧ください。

この資料を見ていただきますと、赤松委員が6件、そのほかの3名の委員の皆さんがそれぞれ5件ずつ委員に就任していただいております。これらの皆様の就任状況を鑑み、事務局案としましては、資料67ページの案のとおり、公益財団法人都城育英会奨学生選考審査会委員に赤松國吉教育委員を推薦させていただきたいと考えております。

以上で、議案第32号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

◎児玉教育長

ご説明ありがとうございました。

それでは、本件に対してご質問ありませんか。赤松委員、いかがでしょうか。

○中原委員

全くございません。

◎児玉教育長

では、よろしく願いいたします。

では、事務局案の承認をいたします。よろしく願いいたします。

13 その他

◎児玉教育長

その他といたしまして、各課からの連絡事項がございますね。

都城市高城郷土資料館イベント「お城で雛まつり」というのが前回ありましたね。この開催要項の訂正についてだそうです。

●椎屋教育総務課副課長

本日、高城地域生活課のほうからは、報告・議案の案件はありませんでしたので、教育総務課のほうでお預かりしまして、代わりにご説明いたします。

前回の会議で報告のありました報告第85号 都城市高城郷土資料館イベント「お城で雛まつり」開催要項の制定についてですが、資料を開いていただきまして、裏面の開催要項の中に番号をふっておりますが、8番、スタンプラリーのところ、朱書きで訂正がしてありますが、開催期間の訂正がありましたということで、お預かりしております。

具体的には、旧後藤家商家交流資料館雛まつり期間が、令和5年2月23日、木曜祝日から3月12日、日曜日までの開催ということの訂正です。あわせて、スタンプラリーを開催するというので、もう一枚の紙にありますスタンプを押す紙の下に期間が書いてありましたので、こちらも訂正をされております。

以上です。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

先ほど、都城島津邸館長がこのことについて言及されていますので、確認をしておいてください。届けを出されていると思いますので、よろしく願いいたします。

○赤松委員

ついでに7の3月22の後に日を入れておいたら。

◎児玉教育長

そうですね、日が抜けています。

ありがとうございます。

では、よろしく願いいたします。

続いては、今後の予定です。スケジュールをお願いいたします。

●瀬之口教育総務課主査

お手元に2月、3月のスケジュールをお配りしております。そちらをご覧ください。

では、2月から読み上げてまいります。

2月4日から読み上げてまいります。

2月4日、土曜日です。10時から令和4年度都城市小中学生プレゼンコンテスト及び都城市教育の日推進イベントが行われます。午前中は中原委員が欠席ということで、午後からは皆様ご出席ということで伺っております。

続きまして、2月13日、月曜日です。3時から令和4年度精励賞表彰式が行われます。MJ中ホールで行われます。

続きまして、2月16日、木曜日です。1時から教育研究所研究論文表彰式及び成果発表会閉所式が行われます。高城生涯学習センターで行われます。

続きまして、裏面、2月21日、火曜日です。1時半から第2回都城市健康づくり推進協議会が中央公民館視聴覚室で行われます。こちら赤松委員のご出席になります。

続きまして、2月24日、金曜日です。1時半から三月定例教育委員会が行われます。

続きまして、3月3日、金曜日です。10時半から3月臨時定例教育委員会が行われます。

続きまして、3月4日、土曜日です。1時半から令和4年度都城市社会教育振興大会が行われます。交流プラザムジカホールです。先ほど大井課長からのほうからご説明がありましたが、後日案内状のほうを送付する予定とのことです。

続きまして、3枚目です。3月16日、木曜日です。午前中に市内中学校卒業式が行われます。どこの学校かは、また学校教育課のほうから案内がいくかと思っておりますので、ご確認お願いいたします。

続きまして、3月23日、木曜日です。午前中に、今度は小学校の卒業式を予定しております。こちらもどこの学校になるかまた学校教育課のほうから案内があるかと思っております。

2月、3月のスケジュールは以上になります。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

2月、3月のスケジュールでご質問など、ご意見ありましたら、よろしく願いいたします。
いかがですか。

○宮田委員

3月3日は10時半からですか。

●瀬之口教育総務課主査

はい。

○赤松委員

2月4日は何とおっしゃいましたか。プレゼンコンテストの参加については。

●瀬之口教育総務課主査

プレゼントコンテストの参加については、午前中は中原委員がお昼からということで、それ以外の委員の皆さんには午前中もご出席いただいて、午後が教育の日の推進イベントということで。

○赤松委員

分かりました。ありがとうございました。

○岡村委員

2月16日の研究論文表彰式は、14時からなのでしょうか、1時なのでしょうか。

●瀬之口教育総務課主査

これは、教育長の出発の時間が1時からとなっておりますが、実際は2時からです。2時からで間違いございません。

○宮田委員

1時半に到着したらだめですか。

●瀬之口教育総務課主査

2時までには到着していただいても大丈夫です。

○赤松委員

受付が13時40分からとなっています。

◎児玉教育長

ほかにごいませんか。よろしかったでしょうか。
それでは、令和5年2月定例教育委員会を閉会いたします。
ありがとうございました。

14 閉 会

以上で、2月の定例教育委員会を終了いたします。

○3月定例教育委員会日程について

日 程 令和5年2月24日（金） 午後1時30分から

会 場 市役所南別館3階 教育委員会室

署名委員

署名委員

書記

教育長